

大津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長及び大津市教育委員会から財務監査（随時監査（工事監査））の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	津	田	穂
同	山	本	久
同	浅	井	貴
			博

工事の適正な執行について

- 1 監査執行対象機関名 環境部不法投棄対策課及び教育委員会事務局教育総務課
- 2 監査執行日 令和3年5月19日
- 3 監査の結果

予定価格が130万円を超えないため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約された工事（以下「小額工事」という。）において、以下に述べるように、発注仕様が不適正な事案が1件、完工検査が不適正な事案が2件確認された。

発注仕様が不適正な事案は、発注の仕様を作成するため、参考見積を業者に依頼したが、数量根拠の聞取りや精査をしなかったことにより誤った数量で設計書を作成したことから、過大な金額で契約をしたものである。

完工検査が不適正な事案2件のうち1件は、上記の工事において、不法投棄防止の観点から残土処分を指定地処分とし、処分費の計上を認め、受注者に残土受入証明書又は計量伝票の写しの提示を特記仕様書で義務付けていたにもかかわらず、これを確認せずに完了を認め、支払が行われていた。

残りの1件は、仕様書で構造物の大きさを高さ1.0mとしたにもかかわらず、現地の取合いから出来形は、高さ0.75mとなったが、契約変更がなされぬまま完了を認め、支払が行われていた。

については、小額工事の発注仕様の確認及び検査業務の適正な執行に努められたい。

- 4 措置状況報告日

- (1) 環境部不法投棄対策課 令和4年1月27日
- (2) 教育委員会事務局教育総務課 令和4年1月26日

- 5 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

- (1) 環境部不法投棄対策課

仕様書と出来形との間に差異があったものの、契約変更がなされずに工事の完了を認め代金の支払が行われていた件について、今後、出来形において当初の発注内容から変更が生じた場合など、契約の履行において契約書、仕様書等を変更する必要がある場合は業者と協議し、契約の変更を行い適正な業務の執行に努めます。

- (2) 教育委員会事務局教育総務課

小額工事を発注する際は、設計書を作成するために事前に参考見積の提出を業者に依頼しております。見積を提出いただいた際は、数量や単価等の詳細を確認し、内容に疑義がある場合は業者に確認するとともに、必要に応じて再度、参考見積を提出いただくこととしました。

また、残土処分の事案にかかわらず、特記仕様書で義務付けた事項については、相手方から書面の提出や提示を求めるなど、確実に履行を確認することとし、適正な工事の発注及び完工検査に努めます。